

令和4年  
4月1日から

# 国民健康保険税が変わりました

国保年金課 (千代田庁舎)

## 改正1 資産割・平等割の廃止および保険税率・賦課限度額の変更

平成30年度から国民健康保険財政の運営主体となった茨城県では、令和4年度から県内市町村の税の計算方法が所得割と均等割の2方式になりました。

市では、令和4年度から資産割・平等割の廃止による **2方式への移行**と **税率などの改正**を実施します。

## 改正2 18歳以下の被保険者に係る均等割の減額

国民健康保険法などの改正により、令和4年度から6歳以下の未就学児に係る均等割が5割軽減になりました。市では、この軽減措置を独自に拡充し、18歳（高校3年生に相当）以下の方に係る均等割についても、5割減免します。

区分		改正前	改正後
医療給付費分 国保の給付などにあてられる財源	所得割	6.0%	6.0%
	均等割	22,000円	32,000円
	資産割	20.0%	廃止
	平等割	20,000円	廃止
後期高齢者支援金分 75歳未満の方が負担する後期高齢者医療制度への支援金	所得割	2.0%	2.5%
	均等割	8,000円	14,000円
	資産割	5.0%	廃止
	平等割	7,000円	廃止
介護納付金分 介護サービス費などにあてられる財源(40歳以上65歳未満の方のみ)	所得割	1.5%	2.1%
	均等割	10,000円	16,000円
	平等割	5,000円	廃止

未就学児の  
均等割を5割軽減

18歳以下の方の  
均等割を5割減免  
(未就学児を除く)

※上記に関する申請は、必要ありません。

※賦課限度額を超過している世帯の場合、18歳以下の方に係る均等割が軽減・減免となっても、税額が変わらない場合があります。

### 資産割・平等割の廃止について

廃止により不足する税収は、所得割率・均等割の額を上げて補完する必要がありますが、急激な負担増とならないよう、国民健康保険支払準備基金の一部を取り崩すことなどにより、税率を県の標準保険料率（県内統一の基準に基づき県が算定した見込値）より低く設定しています。しかし、これまで資産割の負担が少なかった世帯や世帯構成員が多い世帯は、税負担が増える傾向にあります。

### 【国民健康保険税の計算方法】

区分	所得割 国保加入者の 所得割基礎額×税率	均等割 均等割の額×加入者数	合計
医療給付費分	□円 × 6%	32,000円 × 加入者数	□円 (限度額 65万円)
後期高齢者支援金分	□円 × 2.5%	14,000円 × 加入者数	□円 (限度額 20万円)
介護納付金分	□円 × 2.1%	16,000円 × 加入者数	□円 (限度額 17万円)

※所得割基礎額＝前年の総所得－基礎控除 43万円 (1人あたり)



市ホームページ

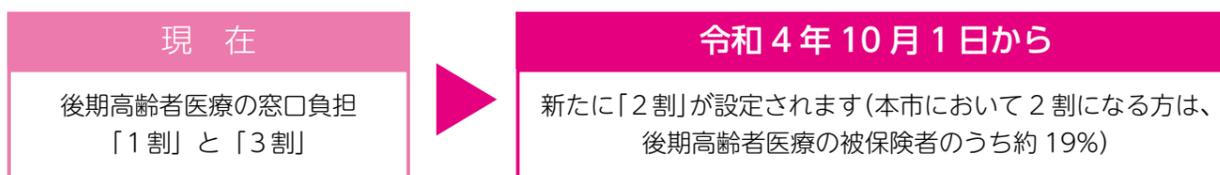
1年間の保険税額  
(4月から翌年3月)

□円

## 後期高齢者医療制度

## 窓口負担割合「2割」が新設

国保年金課 (千代田庁舎)



今回の制度見直しの背景は、令和4年度以降、「団塊の世代」の方が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれていることと、後期高齢者の医療費のうち窓口負担を除く約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となり、今後もそれが拡大していく見通しとなっていることです。(残りの約5割は国・県・市の公費、1割は保険料)この度の制度改正は、現役世代の負担上昇を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

### 窓口負担割合が2割になる方

①～③を満たすと「2割」になります

- ① 現役並み所得者(3割)ではない
- ② 世帯内の後期高齢被保険者で課税所得(★1)28万円以上の方がいる
- ③ 世帯に後期高齢被保険者が1人だけの場合  
→「年金収入(★2)+他所得(★3)」が200万円以上  
世帯に後期高齢被保険者が2人以上の場合  
→「年金収入(★2)+他所得(★3)」が320万円以上



- ★1…住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除など(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)
- ★2…年金収入には、遺族年金や障害年金は含まない
- ★3…事業収入や給与所得などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額

### 被保険者証の 郵送について

1回目:7月上旬発送(例年の年次更新)【8月1日から9月30日まで有効】  
2回目:9月上旬発送(「2割」の方を含めた全被保険者へ)【10月1日から有効】  
※被保険者証の2回送付は令和4年度のみ

### 「配慮措置」について

令和4年10月1日の施行後3年間は、「2割」の方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を、3,000円までに抑える(入院の医療費は対象外)緩和措置です。

### 「配慮措置」分の払い戻し

窓口では通常の2割分を支払うこととなりますが、後日、差額が登録口座へ振り込まれます。口座未登録者へは、茨城県後期高齢者医療広域連合から登録勧奨通知が届きます。(令和4年9月予定)

### 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

今回の制度改正の見直しの背景などに関するご質問など  
**厚生労働省コールセンター 0120-002-719**



市ホームページ